

富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分） Q&A

申請区分	分類	Q	A
光熱費・車両 燃料費共通	対象施設	R5.10.1現在で休止中の施設は対象となりますか。	光熱費・車両燃料費高騰の影響を受けていないと考えられるため、対象外となります。
光熱費・車両 燃料費共通	対象施設	R5.11.1に開業した施設は対象となりますか。	R5.10.1を基準としているため、対象外となります。
光熱費・車両 燃料費共通	申請書類	提出書類で「振込先の通帳の写し」（通帳の表裏側のコピーなど）がありますが、通帳がないネットバンクの場合は何を提出すれば良いでしょうか。	「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が分かる書類やネットの画面写真を提出してください。
光熱費・車両 燃料費共通	電子申請	電子申請フォームから申請する際、誤った内容で入力をしたことに後で気付いたが、どのように対応すればよいでしょうか。	県医務課（076-444-3219）にご連絡をお願いします。
光熱費・車両 燃料費共通	申請者	R5.10.1以降に施設の開設者が変更となっていますが、支援金の対象となりますか。また、対象となる場合、申請はいつ時点の開設者が行えば良いでしょうか。	法人の合併等により権利義務を別法人が引き継いでいる場合は、経営母体が変わっていても、支給要件を満たしていれば支給対象となります。申請については、現在の開設者が申請してください。
光熱費	対象施設	国家資格を持たない整体やリラクゼーション施設は対象となりますか。	対象外です。
光熱費	対象施設	企業内診療所や社会福祉施設内の診療所は対象となりますか。	診療所の広さや稼働日数を踏まえ、各施設で光熱費高騰の影響を受けているかどうかご判断のうえ、申請してください。（必要に応じて県が調査させていただくこともございます。）
光熱費	対象施設	出張専門の施術所は対象となりますか。	光熱費高騰の影響を受けていないと考えられるため、対象外となります。
光熱費	病床の考え方	介護医療院は対象となりますか。	対象外です。

申請区分	分類	Q	A
光熱費	病床の考え方	病床数は、「令和5年10月1日時点の許可病床から、令和4年10月1日から1年間一度も入院患者を収容しなかった病床を除いた数」を記入することとなりますが、令和5年11月1日に許可病床数に変更になっている場合、どのように記入したらよいですか。	令和5年10月1日以降に許可病床数に変更している場合であっても、令和5年10月1日時点を基準としてください。 例) (A)R5.10.1 許可病床数 100床 (B)R5.11.1 許可病床数 50床 (C)R4.10.1から1年間一度も入院患者を収容しなかった病床数 10床 の場合、 (A)-(C)=100-10=90床 が申請に係る病床数となります。
車両燃料費	対象施設	患者から送迎費用を徴収している医療機関等は対象外とありますが、原則徴収せず、遠方の方のみ一部徴収している場合は、対象となりますか。	原則徴収していないということであれば、車両燃料費高騰の影響を受けていると考えられるため、対象となります。
車両燃料費	対象施設	訪問施術をしている施術所は対象となりますか。	対象外です。
車両燃料費	申請書類	患者から送迎費用を徴収していない物理的な証拠（HP、ちらし）がないのですが、どうしたらよいでしょうか。	既存のHPやチラシに送迎費用を徴収しない旨を追記するなどした上でご提出いただくか、誓約書（様式任意。代表者名で患者から送迎費用を徴収しない旨を誓約するもの。）を作成いただき、提出をお願いいたします。
車両燃料費	申請書類	「患者から送迎費用や訪問に係る交通費を徴収していないことが分かるもの」がない場合は、どうしたらよいでしょうか。	既存のものがない場合は、HPやチラシに交通費を徴収しない旨を追記するなどした上でご提出いただくか、誓約書（様式任意。代表者名で患者から送迎費用や交通費を徴収していない旨を誓約するもの。）を作成いただき、提出をお願いいたします。

申請区分	分類	Q	A
車両燃料費	医師・歯科医師常勤換算人数	区分イ（訪問診療区分）、区分ウ（訪問歯科診療区分）の申請に必要な医師・歯科医師常勤換算人数はどのように計算したらよいでしょうか。	<p>常勤換算人数については、「医療法第25条第1項の規定に基づく立ち入り検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」「4. 非常勤医師の常勤換算」を参照し、算出してください。</p> <p>○（全文）医療法第25条第1項の規定に基づく立ち入り検査要綱 https://www.pref.toyama.jp/documents/2500/youkou.pdf</p> <p>○（抜粋）4. 非常勤医師の常勤換算（※病院を診療所に読替えて積算） （1）原則として、非常勤医師については、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。ただし、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。 なお、非常勤医師の勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと。 （例）月1回のみ勤務サイクルである場合には1/4を乗ずること。</p>